

第2章 計画の構成と期間

本計画は、基本構想と基本計画によって構成されます。

基本構想は、平成19（2007）年度から平成28（2016）年度までの10年とし、まちの将来像とその将来像を達成するための施策の大綱を定めるものです。

基本計画は、基本構想に示す将来像と施策の大綱を受けて、その実現に必要な基本的施策を示すものです。

計画期間は、次のとおりとします。

前期基本計画 平成19（2007）年度～平成23（2011）年度

後期基本計画 平成24（2012）年度～平成28（2016）年度

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
基本構想	まちの将来像とその将来像を達成するための施策の大綱									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				